

# 「旅行業法施行規則の一部を改正する省令案」及び「旅行業者営業保証金規則及び旅行業協会弁済業務保証金規則の一部を改正する省令案」の制定について

平成16年9月  
国土交通省  
総合政策局旅行振興課

## I. 改正の背景

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」に基づく公益法人に係る改革の一環として、旅程管理研修に関する研修の実施機関に係る指定制度を登録制度に改めるとともに、近年の旅行需要の多様化等を踏まえ、新たな旅行契約の態様の設定、営業保証金制度の改善等、旅行者の利便の増進を図るための所要の措置を盛り込んだ、「旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）」が、本年6月2日に公布されました。

これを受け、旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号。以下「施行規則」という。）その他関係省令について、所要の規定を整備する必要があります。

## II. 改正の概要

### （1）旅行業法施行規則

#### ①「企画旅行」の設定に伴う規定の整備

改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）において、旅行需要の多様化等を踏まえた新たな旅行契約の態様として、従来の「主催旅行契約」を包含するものとして「企画旅行契約」が設定されたことに伴い、施行規則中の「主催旅行契約」等の文言について整理することを検討しています。

#### ②営業保証金の額の見直し

旅行業者は、旅行取引により将来生じ得る債務を担保するため、営業保証金の供託義務があります。施行規則では、第3種旅行業者のうち前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額が2億円未満の者に係る営業保証金の額について、旅行者への還付が十分になされていない現状がある一方で、現下の厳しい経営状況における増額は慎重に行う必要があることを踏まえ、現行の250万円から、旅行者保護のために十分な還付率を確保するため最低限必要と考えられる、300万円に引き上げることを検討しています。

#### ③旅行業務取扱管理者の責務の範囲の明確化

法では、旅行者保護の拡充を図るため、従来の旅行業務取扱主任者の責務の範囲が拡充され、その名称が「旅行業務取扱管理者」に変更されました。拡大後の責務の具体的な内容については省令で定めることとされているため、従来の旅行業務取扱主任者の業務に加えて、旅行に関する計画の企画・造成や旅行の円滑な実

施等に関する管理・監督業務を新たに追加して規定することを検討しています。

#### ④実施機関が登録制度化された旅程管理研修に関する規定の整備

法では、公益法人に係る改革の一環として、いわゆる旅程管理主任者（旅行に添乗して、旅行を計画通りに、かつ、円滑に実施するための行程管理や代替手配等の業務を行う主任の者）となるために修了しなければならない旅程管理研修の実施機関について、国による指定制度を登録制度に改めるとともに、研修の内容の適正さを確保する観点から、研修の実施基準を明確化すること等とされました。これに伴い、旅程管理研修の種類（総合旅程管理研修及び国内旅程管理研修）ごとに、研修の内容を規定するとともに、一定時間以上の講義の実施等を研修の実施基準として定める等、旅程管理研修制度の透明化に伴い必要となる規定の整備を検討しています。

#### ⑤旅行業者等の取引条件説明等の内容の充実

昨今の旅行者の旅行先の多様化やテロ・SARSの発生等、さらには個人情報の取扱いに関する旅行者の関心の高まり等を受けて、旅行者保護の拡充を図るため、旅行業者等が行うべき取引条件説明等について、危険情報、衛生情報等の確認・入手の方法や個人情報の取扱いに関する事項等を追加し、その内容の充実を図ることを検討しています。

#### ⑥旅行業者等の禁止行為の明確化

法では、旅行業者等が取り扱う旅行業務に関連して、旅行者の保護に欠け、又は旅行業の信用を失墜させるものとして省令で定める行為が、新たに旅行業者等の禁止行為として規定されました。これを受けて、旅行業者等が、その取り扱う旅行業務に関連して、旅行地において特定のサービスの提供又は物品の購入を強要する行為を具体的な禁止行為として規定することを検討しています。

#### ⑦その他所要の改正

##### （2）その他関係省令

営業保証金及び弁済業務保証金の弁済対象が旅行者に限定されたことに伴い、以下の省令について、所要の規定の整備を行うことを検討しています。

- ①旅行業者営業保証金規則（平成8年法務省令・運輸省令第1号）
- ②旅行業協会弁済業務保証金規則（平成8年法務省令・運輸省令第2号）

### III. 施行予定日

「旅行業法の一部を改正する法律」の施行日（法律では「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていますが、具体的には、平成16年4月1日とすることで検討中。）から施行することを検討中です。